⑷　飛行の状態をシミュレートすることができる環境試験装置であって、次のア及びイに該当するもの（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、３に該当する無人航空機又は４に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）
ア　高度が15,000メートル以上の状態又は零下50度以上125度以下の全ての温度範囲の状態をシミュレートすることができるもの
イ　周波数範囲が20ヘルツ以上2,000ヘルツ以下で、かつ、試験体がない状態における加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒以上の振動を発生させることができるもの（加振力が５キロニュートン以上のものに限る。）又は基準音圧が20マイクロパスカルの場合の音圧レベルが140デシベル以上の音を発生させることができるもの若しくは定格の音響出力の合計が４キロワット以上のもの
⑸　電子加速器であって、２メガエレクトロンボルト以上のエネルギーを有する加速された電子からの制動放射によって電磁波を放射することができるもの又はこれを用いた装置（医療用に設計したものを除き、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は４に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）
⑹　風洞に使用することができる天秤、熱流計測装置又は気流制御装置
38　500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット、４⑴に該当する物資（500キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）又は同⑵に該当する貨物を設計するためのハイブリッド電子計算機（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる物資を設計するために設計したプログラムを有するものに限る。）
39　電波、音波（超音波を含む。）若しくは光（紫外線及び赤外線に限る。）の反射若しくは放射を減少させるステルス技術を用いた材料若しくは装置であって、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、３に該当する無人航空機若しくは４に該当する物資に使用することができるもの又はこれらの試験装置
40　集積回路、探知装置又はレードーム（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　全吸収線量がシリコン換算で50万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計した集積回路であって、ロケット又は無人航空機を核の影響から防護するために使用することができるもの
⑵　ロケット又は無人航空機を核の影響から防護するために設計した探知装置
⑶　50キロパスカルを超える圧力において１平方メートル当たり4,184キロジュールを超える熱衝撃に耐えることができるように設計したレードームであって、ロケット又は無人航空機を核の影響から防護するために使用することができるもの
41　パイロ弁
42　リング形磁石であって、次の⑴及び⑵に該当するもの（別表第１に掲げるものを除く。）
⑴　外径と内径の比が1.6対１以下のもの
⑵　次のいずれかの材料で構成されるもの
ア　アルミニウム、ニッケル及びコバルト
イ　フェライト
ウ　サマリウム及びコバルト
エ　ネオジム、鉄及びほう素
43　シート状又はストリップ状の磁性合金であって、次の⑴及び⑵に該当するもの（別表第１に掲げるものを除く。）
⑴　厚さが0.05ミリメートル以下のもの又は高さが25ミリメートル以下のもの
⑵　次のいずれかの材料で構成されるもの
ア　鉄、クロム及びコバルト
イ　鉄、コバルト及びバナジウム
ウ　鉄、クロム、コバルト及びバナジウム
エ　鉄及びクロム
44　周波数変換器であって、次の⑴及び⑵に該当するもの（別表第１に掲げるものを除く。）
⑴　40ワット以上の出力を得ることができるもの
⑵　出力が二相以上のものであって、周波数が600ヘルツ超2,000ヘルツ未満の出力を得ることができるもの
45　アルミニウム合金（鍛造したものを含む。）であって、引張強さが20度の温度において415メガパスカル以上となるもののうち、外径が75ミリメートル以上の棒又は円筒形のもの（別表第１に掲げるものを除く。）
46　炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維又は炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維を用いたプリプレグであって、次のいずれかに該当するもの（別表第１に掲げるものを除く。）
⑴　炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維であって、次のア及びイに該当するもの
ア　比弾性率が3,180,000メートルを超えるもの
イ　比強度が76,200メートルを超えるもの
⑵　⑴に該当する繊維に熱硬化性樹脂を含浸したプリプレグであって、次のア及びイに該当するもの
ア　繊維状のもの
イ　幅が30ミリメートル以下のテープ状のもの
47　レーザー溶接機（別表第１に掲げるものを除く。）
48　数値制御を行うことができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる軸数が４若しくは５のもの又は放電加工をすることができるもの（別表第１に掲げるものを除く。）
49　プラズマ切断機（別表第１に掲げるものを除く。）
50　金属水素化物（別表第１に掲げるものを除く。）
51　高分子化合物であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　末端に水酸基を有するポリエーテル（別名ＨＴＰＥ）
⑵　末端に水酸基を有するカプロラクトンエーテル（別名ＨＴＣＥ）
⑶　ポリプロピレングリコール（別名ＰＰＧ）
⑷　ポリグリコール酸（別名ＰＧＡ）
⑸　ポリエチレングリコール（別名ＰＥＧ）
52　ミサイル防衛に係る対抗措置サブシステム及び侵入支援装置であって、ミサイル防衛システムを飽和させ、混乱させ、又は当該ミサイル防衛システムから逃れるよう設計したもの（例えば、ジャマー、チャフ又はデコイ）
53　金属マンガンのろう付けはく
54　水圧加工装置
55　熱処理炉（850度を超える温度において使用することができるものであって、寸法が１メートルを超えるものに限る。）
56　摩擦かくはん接合装置
57　ロケット又は無人航空機の空気力学分析及び熱力学分析のためのモデルに関連する技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体
58　高速度の撮影が可能なカメラ又はこれを用いた装置（別表第１、別表第２及び別表第３並びにこの表１から７まで、23から28まで及び37）に掲げるもの並びに医療用の画像システムにおいて使用されているものを除く。）
59　６以上の車軸を有するトラックのシャシ